

男鹿市移住体験住宅設置条例

令和 7 年 9 月 2 9 日
男鹿市条例第 1 9 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市外から本市への移住を検討している者の将来的な移住・定住の促進及び関係人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資するため、男鹿市移住体験住宅（以下「住宅」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
男鹿暮らし移住体験住宅	男鹿市船川港船川字小沢田 1 7 番地 2

(業務)

第 2 条 住宅は、次に掲げる業務に供することができる。

- (1) 移住体験等の移住定住促進業務
- (2) 本市への移住定住にかかる相談業務
- (3) 本市への移住定住希望者及び既移住者等との交流事業
- (4) 交流人口及び関係人口の創出又は拡大にかかる事業
- (5) その他本市の交流・関係人口及び移住定住施策に資する業務

(使用の許可)

第 3 条 住宅を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 使用許可申請時において市外に住所を有し、本市への移住又は二地域居住を検討している者
- (2) 旅行に伴う宿泊利用でない者

- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者又は暴力団員と密接に関係していない者

3 市長は、第1項の許可をする場合において、住宅の管理上必要な条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、住宅の使用を許可しない。

- (1) 住宅の設置の目的に反するとき。
- (2) 公安又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 住宅、付属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

（目的外使用等の禁止）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的で住宅を使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は住宅の管理上特に必要があると認めたときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 第4条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用期間）

第7条 住宅を使用できる期間は、連続した3日以上30日以内とし、使用を終了した日の属する年度において使用できる期間の上限は30日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が別に納期を定めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は災害その他利用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、住宅及び付属設備等の使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに当該住宅、付属設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、故意又は過失により住宅、付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第8条関係）

区分	使用料の額
5月から10月までの日	1日につき1,000円
11月から翌年の4月までの日	1日につき1,500円

※金額は1団体当たりの額